

# 布引斎苑

## ご利用案内について

布引斎苑を利用される方は、あらかじめこの案内をよくお読みの上、記載された事項を固く守って下さるようお願いいたします。



一部事務組合

八日市布引ライフ組合

## 注意事項

1. 火葬当日には、次のものをご持参下さい。  
**火葬許可証、布引斎苑利用許可書、使用料、骨つば、お箸**  
火葬許可証の提出がないと火葬が出来ませんので必ずご持参下さい。
2. 棺は、標準炉使用で長さ 185cm、幅 53cm、高さ 45cm（突起部を含む）以内、大型炉使用で長さ 200cm、幅 60cm、高さ 50cm（突起部を含む）以内です。  
また、**燃えやすい材質**をご使用願います。
3. 布引斎苑では、**宮型霊柩車**（宮殿型の屋根付きの霊柩車）での乗り入れは固くお断りしています。
4. **予約された時刻に斎苑にご到着下さい。**あまりに早すぎたり、遅れたりされると、他の利用者にご迷惑となりますので、ご協力願います。（**収骨の時も同様**）
5. **告別室の収容人数は 20 名程度**ですのでご協力願います。
6. **待合いロビー**
  - ・待合いロビーは 30 席、待合和室 2 室は各 15 畳で収骨までの待合い時間に利用していただけます。
  - ・一旦お帰りになる場合は、収骨の開始時間を確認しておいて下さい。
  - ・ロビーには、飲料水自販機コーナーがありますのでご利用下さい。
  - ・軽食類の持ち込みは自由ですが、アルコール類の持ち込みは、お断りします。ゴミ類は、お持ち帰り下さい。
  - ・ロビーでは、他の会葬者と譲り合ってご利用下さい。
7. その他
  - ・お持ち込みになった物は、全てお持ち帰り下さい。
  - ・施設はガラス面が多いので、特に幼児の事故にはご注意をお願いします。
  - ・喫煙は、指定の場所をご利用下さい。
  - ・斎苑職員への心付け等は一切お断りします。

## 火葬時間帯

当施設の火葬時間帯は次の 8 区分です。（午前は丸数字の順に受付）

9:20      9:00  
12:40    13:00    13:20    13:40    14:00    14:20

\* 9:00    9:20    14:20 は、大型炉の受付ができます。

## 副葬品の制限

布引斎苑は自然との調和を基調とした施設です。周囲の環境への配慮と火葬作業に支障をきたしますので、副葬品は最少量にして下さい。

1. 遺体にペースメーカー等が装着されている場合は、必ず係員に申し出て下さい。
2. 棺の中のドライアイスや化学防臭剤は、火葬に支障をきたしますので、**必ず出棺前に取り除いて下さい。**
3. 棺に入れる生花は、最小限にして下さい。
4. 棺の中に、次の物を入れられると、火葬時間が長引くだけでなく、**遺骨を汚したり、炉設備故障の原因となりますので、入れないで下さい。**
  - 1) 爆発する恐れのあるもの…スプレー、ライター、飲料水の缶、電池等
  - 2) 高熱や煙を発生するもの…ビニール、発泡スチロール、プラスチック製品等
  - 3) 燃えないもの…ビン、缶、金属、飲薬、ガラス類、杖、指輪・貴金属等
  - 4) 火葬の障害となるもの…衣類、布団、毛布、マットレス、わら、書籍、玩具等
5. お持ち込みになった花、櫛、櫛、野道具等はお持ち帰り下さい。

上記のことは大気汚染の原因となるだけでなく、お骨が汚れたり、壊れたりし、火葬時間が長くなりますので必ず守ってください。

## 布引斎苑の使用料金

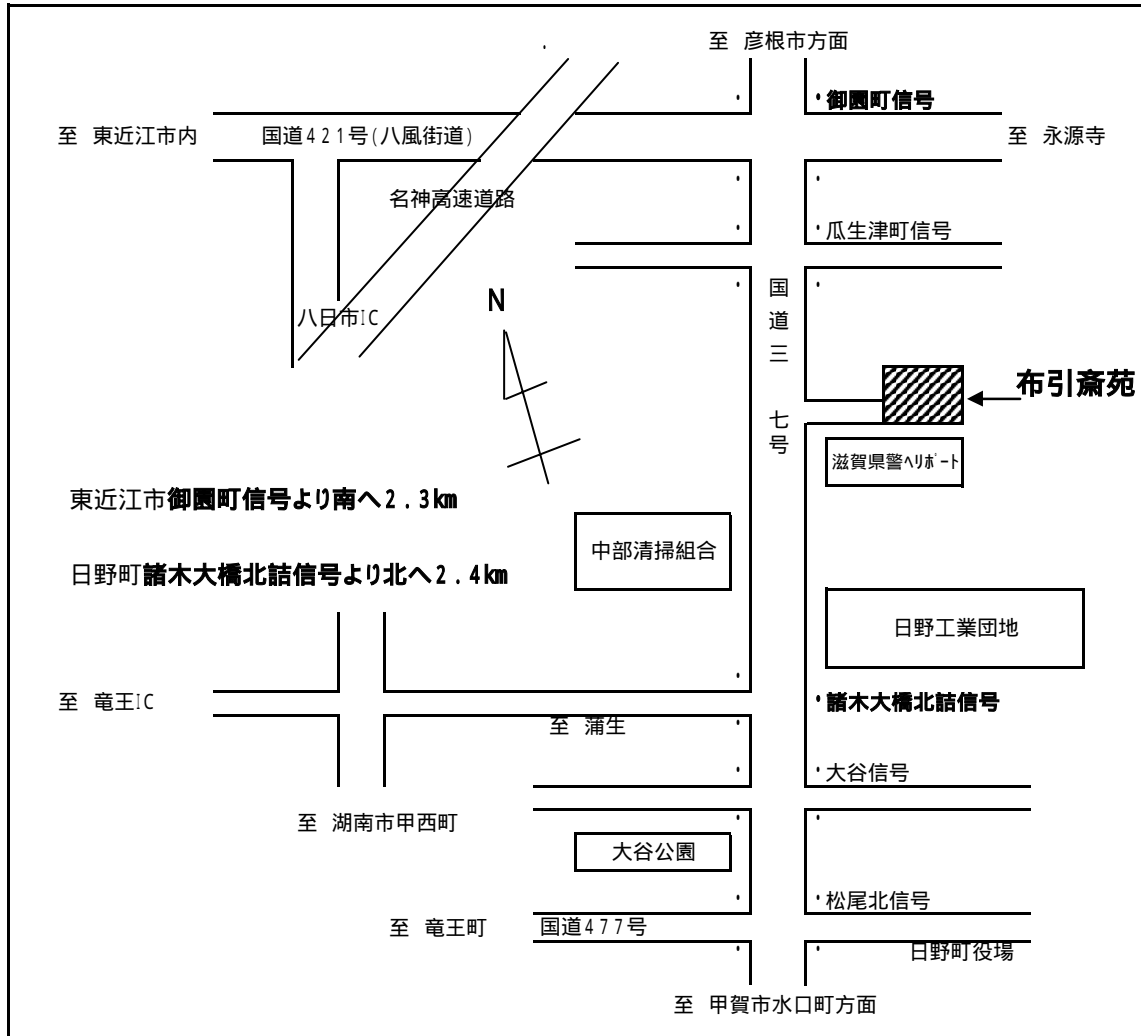
区 分	単 位	使 用 料 ( 円 )	
		管 内 在 住 者	管 外 在 住 者
大人(13歳以上)	1 体	1 0 , 0 0 0	6 0 , 0 0 0
小人(13歳未満)	1 体	7 , 0 0 0	3 5 , 0 0 0
死 産 児	1 体	3 , 0 0 0	1 5 , 0 0 0
産汚物及び人体の一部	1 件	2 , 0 0 0	1 5 , 0 0 0

管外在住者の利用は、管理者が特に認めた場合に限る。

## 分骨証明書

分骨証明書は、収骨が終了するまでにお申し出下さい。1通300円で発行します。  
(後日の証明は不可)

## アクセス図



# 八日市布引ライフ組合立 布 引 齋 苑

構成市町 東近江市・近江八幡市・竜王町・日野町

所在地 〒527-0055 滋賀県東近江市瓜生津町2011番地13

TEL 0748(23)4922 FAX 0748(23)4960

メールアドレス nunobikisaienkumiai@triton.ocn.ne.jp

---

開苑時間 午前8時30分～午後5時15分

休苑日 1月1日及び管理者が定める日(概ね毎月第1水曜日)

---